

## 不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	経済部 農林水産課 管理係
不利益処分名	徳島市農村環境改善センターからの退場命令
根 拠 法 令	徳島市農村環境改善センター条例
根 拠 条 項	第10条
連 絡 先	(電話 621 - 5245 )
処 分 基 準	<p>市長は、次の各号の一に該当する者に対しては、センターへの入場を拒否し、又はセンターからの退場を命ずることができる。</p> <p>(1) 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑をかけるおそれがあると認められる者</p> <p>(2) 伝染性の疾患があると認められる者</p> <p>(3) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑をかけるおそれがあると認められる物品又は動物を携行する者</p> <p>(4) その他センターの管理上支障があると認められる者</p>
	参 考 事 項
	設定等年月日